

国立大学法人化後の学生納付金の取扱いについて

1 標準額

- 「標準額」は、授業料、入学料、検定料、寄宿料について設定。
非正規学生（研究生・聴講生等）は「標準額」を定めず、各大学が自由に設定。
- 学部・大学院（法科大学院を除く）の平成16年度「標準額」は、法人化移行時（平成15年度）の授業料等と同額。
 - 平成15年度授業料：（大学学部・大学院） 520,800円
 - 入学料：（大学学部・大学院） 282,000円、
 - 検定料：（大学学部） 17,000円、（大学院） 30,000円
- 法科大学院の授業料標準額：780,000円
※従来の研究大学院と同率を国費負担とするとして算定
（入学料及び検定料標準額については、他の大学院と同額）
- 文部科学省令で規定

2 一定の範囲

- 「標準額」を設定した学生納付金について、具体の額を設定可能な上限を示す。
- 具体的な上限は「標準額」の110%とする。
（授業料、入学料、検定料、寄宿料について一律に設定。）
- 文部科学省令で規定

3 各大学における具体的な額の設定

- 各国立大学法人は「標準額」を踏まえつつ、特別の教育サービス提供等の理由がある場合は、文部科学省令で規定する上限の範囲内で具体的な額の設定が可能（説明責任がある）
- 大学単位、あるいは大学内の一部の学部について、結果として異なる金額設定となることもあり得る。（説明責任がある）

4 授業料等免除の取扱

- 現行の免除率相当額（率）を法人化後の免除相当額とし、法人化後も制度を維持。